

10年後の目指すべき姿

性別や年齢、障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が持てる能力を社会の中で発揮し、経済的にも自立しながら生きがいをもって生き生きと暮らしています。また、子どもや若者⁴²を社会全体で育てていく意識が高まっています。さらに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境が整っています。

パラダイム
シフト

実現するために変わります！

誰もが生涯現役で活躍できる環境整備

- ◆ ボランティアポイント制度の拡充
- ◆ 生涯学習とまちづくり活動をつなぐ仕組みづくり



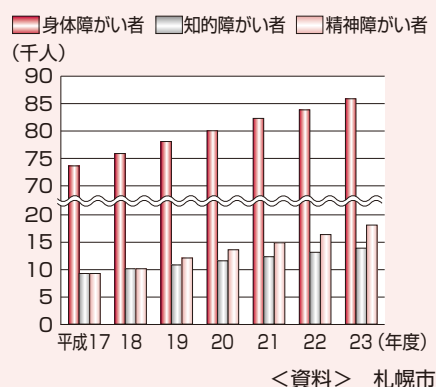
2-① 地域で共生する環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（136ページ参照）

65歳以上の高齢者は今後10年間で約20%増加する見込み（平成27年（2015年）：49万人→平成37年（2025年）：58万人）であり、障がいのある方の数も増加傾向にあります。また、経済的な困難を抱える層が拡大しており、生活保護費が増加する傾向にあります。

こうした中であっても、団塊世代の退職に伴う元気な高齢者の増加やノーマライゼーションに対する意識の高まりなどを生かし、誰もが地域の中でお互いを認め合いながら、健康で生きがいをもって共に暮らす共生のまちづくりを進めていく必要があります。

図1-3 障がい者(手帳保持者)数の推移(各年度末現在)



⁴² 【若者】主に18歳から34歳の人をいう（札幌市若者支援基本構想による）。

子どもと高齢者との多世代交流や障がいのある方との日常的なふれあいなどを通じて、市民一人一人がお互いを尊重しながら共生・協働できる地域づくりを推進します。また、豊富な社会経験や知識・技能を有する高齢世代などが積極的に社会に参加し、生涯現役で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

主なる取組

共生・協働できる地域づくりを推進します。

地域における多世代交流などの促進

● 児童会館の活用推進

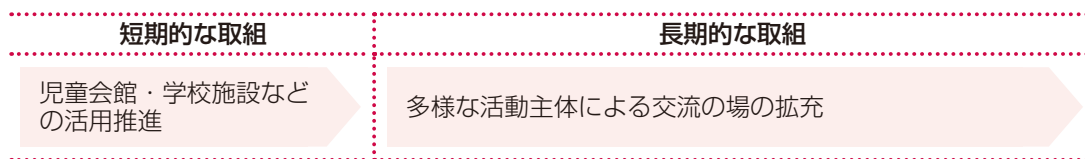
地域における多世代交流を促進するため、子どもと大人の交流の場として児童会館の更なる活用を推進します。



● 多様な活動主体による交流の場の拡充

住民同士の交流を促進するため、学校や福祉施設など多様な社会資源を活用した多世代交流の場の創設や多様な活動主体による交流の場の拡充を図ります。

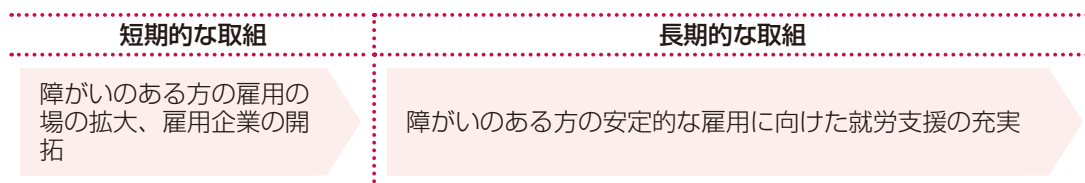
〔ロードマップ〕



障がいのある方への就労支援の充実

障がいのある方の雇用の場を確保し、地域での自立した生活を支えていくため、障がいのある方もない方も共に働く場の拡充や、障がいのある方を雇用する企業の開拓など就労支援の充実を図ります。

〔ロードマップ〕



経済的困難を抱えた方の社会的自立の推進

● 就労困難者に対する支援強化

長期間未就労の生活保護受給者などの社会参加意識や就労意欲の向上を図るため、就労体験的なボランティア活動の場を拡充し、中間的就労⁴³など



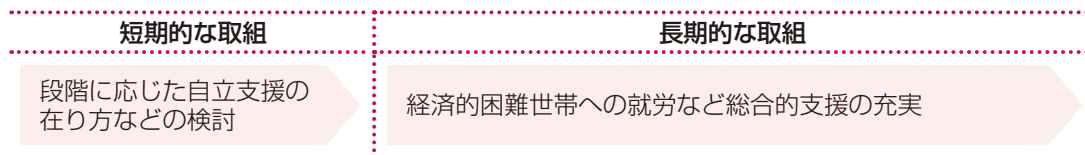
⁴³ 【中間的就労】 一般的な就労が困難な人に対して、社会的な自立に向けたサポートをする仕組みを組み込んだ就労形態。例えば、ソーシャルファーム（支援付き雇用などを行う社会的事業所）での就労など。

本人の段階に応じた自立のための支援を検討します。

●ひとり親家庭への就業支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定を確保するため、就業に向けた資格取得への支援や相談体制などの充実を図ります。

〔ロードマップ〕

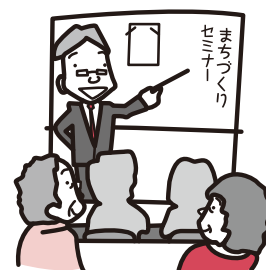


生涯現役で生きがいをもって暮らせる環境づくりを進めます。

高齢世代などを対象とした生きがいづくりや生涯学習⁴⁴の充実

●まちづくり活動への参加促進

生涯現役で活躍できる環境づくりを推進するため、退職世代を対象としたセミナーや、生涯学習と地域のまちづくり活動とのマッチング⁴⁵などにより、まちづくり活動への参加を促進します。



●ボランティア活動の一体的な支援の充実

市民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進するため、ボランティアの研修から登録、活動のコーディネート⁴⁶までを一体的に支援する体制の充実を図ります。

●ボランティアポイント制度の拡充

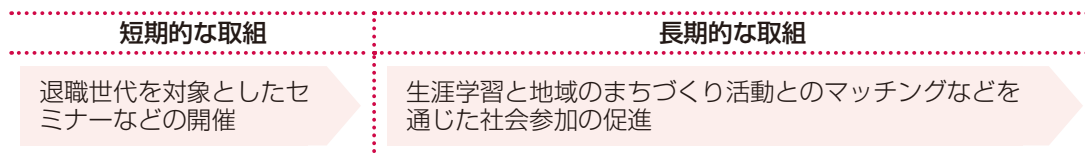
市民の生きがいづくりや社会貢献活動を促進するため、ボランティア活動に応じて様々な特典と交換ができるポイント制度を拡充します。



●高齢世代の活躍機会の拡充

知識や経験を持つ高齢世代の専門人材を活用し、生涯現役社会を実現するため、企業やソーシャルビジネス⁴⁷の場で活躍する機会の提供を進めるとともに、遊休農地⁴⁸等を活用して行う自給的農業や就農など（定年起農）を支援します。

〔ロードマップ〕



⁴⁴ 【生涯学習】 学校での教育や学習のみならず、生涯にわたって、あらゆる機会や場所において、各人の興味・関心や社会的な課題などに応じ、自発的な意思と選択に基づき行われる様々な学習活動のこと。

⁴⁵ 【マッチング】 合うものを見つけて、合うものを組み合わせること。

⁴⁶ 【コーディネート】 調整し、全体をまとめること。

⁴⁷ 【ソーシャルビジネス】 環境、医療、福祉など地域の様々な社会的課題を、ビジネスの手法を用いて解決しようとする事業。

⁴⁸ 【遊休農地】 耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。

成果指標

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
障がいのある方にとってのまちの暮らしやすさを示す指標【再掲13ページ】	障がいのある人にとって地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合	28.1% (平成 24 年度)	60% (平成 34 年度)
高齢者の社会参加の状況を示す指標	高齢者の活動度（社会貢献活動を行う高齢者の割合）	57.8% (平成 24 年度)	70% (平成 34 年度)
障がいのある方の一般就労の状況を示す指標	就労支援施設などの福祉施設から一般就労への移行者数	231 人 (平成 23 年度)	300 人 (平成 34 年度)

2-② 子ども・若者を社会全体で育成・支援する環境づくり

現状分析と施策の方向性～SWOT分析より～（136ページ参照）

全国的に少子化が進む中で、札幌でも子育てに対する不安や負担を感じている保護者の割合は高い状況にあります（平成 23 年度（2011 年度）市民アンケート：65.1%）。

また、ニート⁴⁹や引きこもりなどの社会的自立が困難な若者が増加している中、町内会や地域福祉活動団体など地域の組織基盤の存在や、市内を拠点に活動する NPO などを生かし、子育てや若者の自立を支える体制の充実を図る必要があります。



子育て家庭が子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、地域の重要な担い手である子ども・若者に対する地域資源⁵⁰を活用した多様な学びの機会の創出やまちづくり活動への参加機会の拡充など、子どもの年齢等に応じた様々な支援の充実を図ります。また、社会的自立が困難な若者に対する支援体制を充実し、社会参加や就労を促進します。

主な取組

子育てしやすい環境づくりを進めます。

地域での子育て支援の充実

●子育てサロン⁵¹などの充実

子育て家庭の育児に対する不安感や負担感の軽減を図るため、区保育・子



⁴⁹ 【ニート】 仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

⁵⁰ 【地域資源】 地域のまちづくりを進める上で、活用できる施設や活動主体、人材などの総称。

⁵¹ 【子育てサロン】 子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。

育て支援センター（ちあふる）⁵²の全区設置などを通じた子育て家庭への個別支援を強化するとともに、子育てサロンの充実を図ります。

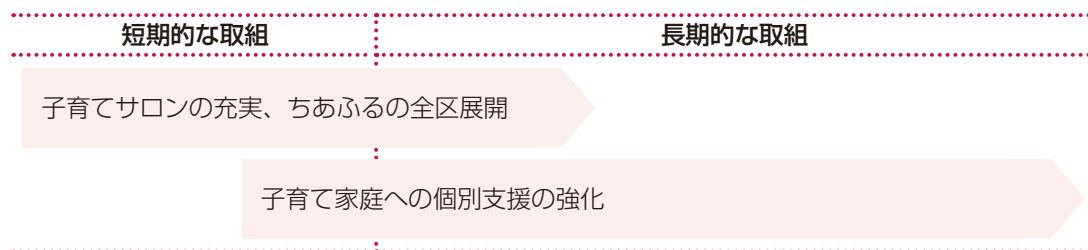
●ひとり親家庭などへの学習支援等の推進

ひとり親家庭などの子どもの健やかな成長を支援するため、学習支援や生活相談等の場の設置を推進します。

●社会的養護⁵³体制の充実

家庭で適切な養育を受けられない子どもに対して、安全で安心して育つことのできる環境を提供するため、児童相談所などの相談・支援機能を強化するとともに、里親の育成を始めとした社会的養護体制の充実を図ります。

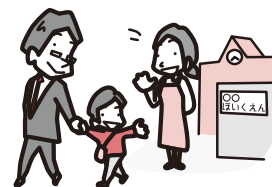
〔ロードマップ〕



きめ細やかな保育サービスなどの提供

●保育サービスの充実

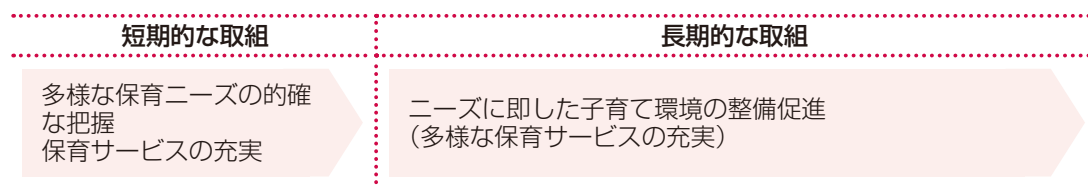
多様な保育ニーズに対応するため、小規模保育などの地域型保育⁵⁴や休日保育を推進するとともに、延長保育や一時預かりなどの地域子ども・子育て支援事業⁵⁵を拡充し、保育サービスの充実を図ります。



●放課後児童クラブ⁵⁶の利便性向上

小学校に通う子どもを持つ子育て家庭への支援の充実を図るため、小学校と児童会館の併設化などにより、放課後児童クラブの利便性を向上させます。

〔ロードマップ〕



⁵² 【区保育・子育て支援センター（ちあふる）】 保育サービスに加えて、子育てサロンを始めとする様々な子育て支援に関するサービスを提供する施設。

⁵³ 【社会的養護】 家庭において適切な養育を受けることができない子どもを、社会が公的な責任の下で育てる仕組み。

⁵⁴ 【地域型保育】 少人数の乳幼児を預かる保育施設などの身近な地域での保育機能。

⁵⁵ 【地域子ども・子育て支援事業】 子ども・子育て家庭を対象として地域の実情に応じて実施する事業。

⁵⁶ 【放課後児童クラブ】 放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る事業。

子ども・若者の多様な学びやまちづくり活動への参加機会を拡充します。

子どもの多様な学びの機会の充実

●学校と地域の連携促進

子どもの教育支援を更に充実させるため、地域の人材による学校支援などを通じて学校と地域が一体となって子どもの学びを支える仕組みづくりを推進します。

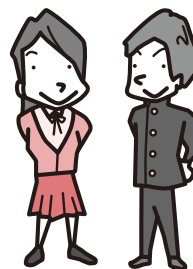


●児童会館の活用推進

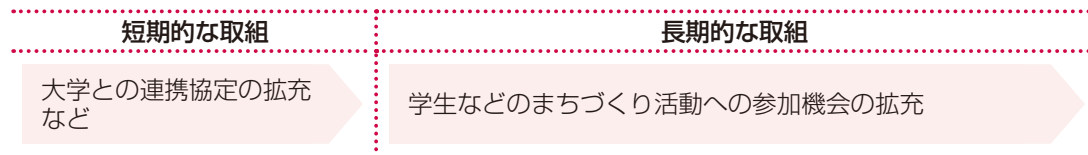
子どもの多様な学びの機会の充実を図るため、子ども自身がまちづくり活動に主体的に関わる機会の創出・拡大や、地域の住民との交流を通じた学びの場として、児童会館の更なる活用を推進します。

学生や若者のまちづくり活動への参加促進

将来のまちづくりの担い手として、若者のまちづくり活動への参加機会を拡充するため、大学との連携協定の拡充などにより、学生や若者のまちづくり活動への参加を促進します。



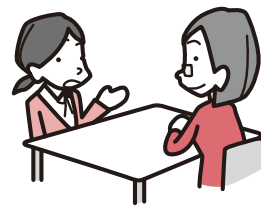
〔ロードマップ〕



社会的自立が困難な若者への支援体制を充実します。

相談・支援体制の強化

ニートや引きこもりなどの社会的自立が困難な若者を支援するため、若者支援総合センターを核として、教育機関などと連携した自立支援プログラムの充実を図るとともに、身近な地域における相談・支援体制を強化します。

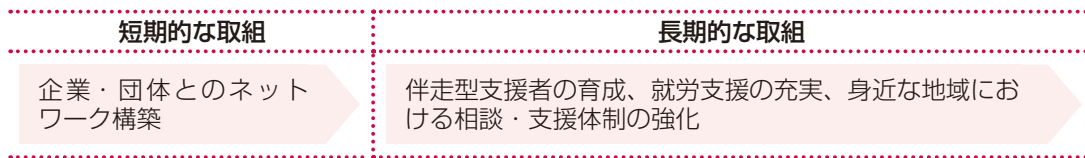


就労支援の充実

自立支援が必要な若者の社会参加を促進するため、地域の企業や団体とのネットワーク構築を進めるとともに、伴走型支援⁵⁷者の育成や就労支援の充実を図ります。

⁵⁷ 【伴走型支援】 支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

〔ロードマップ〕



成果指標

指標選定の考え方	指 標	現状値	目標値
子育て環境全般に対する市民意識を示す指標	子どもを生ま育てやすい環境だと思ふ市民の割合	55.2% (平成 24 年度)	80% (平成 34 年度)
保育環境の充実度を示す指標	保育所待機児童 ⁵⁸ 数	757 人 (平成 25 年度)	0 人 (平成 27~34 年度)

2-③ 歩いて暮らせるまちづくり

現状分析と施策の方向性～SWOT 分析より～（136 ページ参照）

高齢者が増加する中、今後は自家用車を利用できない市民も増加していくことが見込まれることから、計画的に整備された市内の公共交通ネットワークを生かし、誰もが日常生活に支障なく安全で快適に暮らし続けることができるまちづくりを進めていく必要があります。



自家用車を利用しない市民も住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活利便機能の維持・向上を推進するとともに、多くの市民が訪れる地下鉄駅周辺施設などの利便性を向上し、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。

主な取組

生活利便機能の維持・向上を推進します。

地域の拠点の機能向上

周辺地域からアクセスしやすい地下鉄駅周辺などの地域の拠点としての利便性を高めるため、再開発⁵⁹ などを通じて商業や医療などの都市機能⁶⁰ や



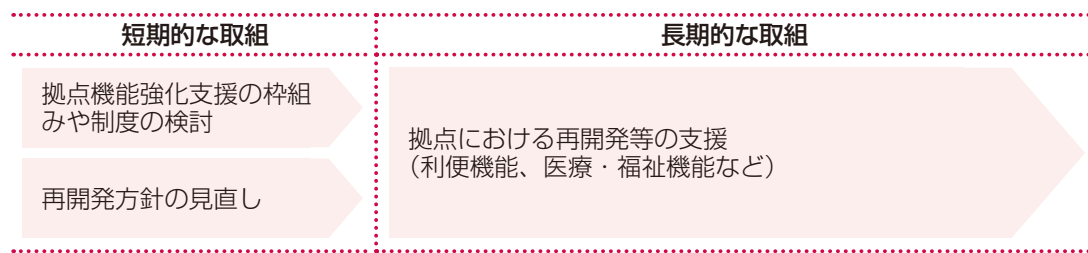
⁵⁸ 【待機児童】 認可保育所への入所を希望し、市に申込書を提出している子どものうち、入所要件を満たしているにもかかわらず入所できずにいる子ども。

⁵⁹ 【再開発】 既存の市街地を再整備することを指し、都市再開発法に基づく「市街地再開発事業」や、国土交通省所管の要綱に基づく「優良建築物等整備事業」など様々な手法がある。

⁶⁰ 【都市機能】 都市の持つ種々の働きのこと、業務、商業、居住、工業、交通、政治、行政、教育などの諸活動によって担われる。

交流機能の集積を図るとともに、区役所などの公共施設の集約化を推進します。

〔ロードマップ〕



生活利便機能が維持された市街地の形成

● 日常的な生活利便機能確保への支援

身近な地域における日常的な生活利便機能の維持を図るため、土地利用計画制度⁶¹の適正な運用や、高齢者などが買い物しやすい環境づくりに取り組む商店街への支援を行います。



● 地域の特性に応じた交通の確保

自家用車を持たない市民の利便性を確保するため、地域の需要に応じた路線バスルートの見直し等の運行の最適化を図る取組や、多様な主体と連携した生活交通を確保する取組などを推進します。また、ノンステップバス⁶²導入支援などによるバスの利便性向上を図ります。

● 高齢者向け居住機能の集積促進

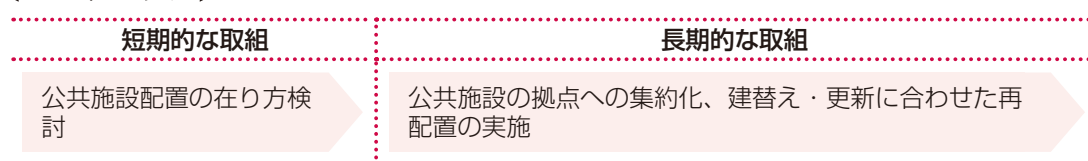
高齢者が安心して快適に暮らすことができる居住環境を確保するため、利便性の高い地域へのサービス付き高齢者向け住宅などの居住機能の集積を促進します。

● 公共施設の併設化などの検討

公共施設の効率的な再配置を推進するため、学校、まちづくりセンター、児童会館など目的別に設置されている公共施設の併設化や機能統合等の検討を進めます。



〔ロードマップ〕



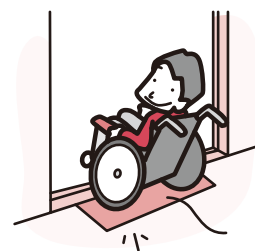
⁶¹ 【土地利用計画制度】 まちづくりの諸施策のうち都市計画法に基づく制度の一つであり、土地の利用に関するルールを定め、個別の建築行為などを規制・誘導することによってまちづくりの目標の実現を図るもの。

⁶² 【ノンステップバス】 高齢者や障がいのある方に配慮した、乗降口に階段のない超低床のバス。

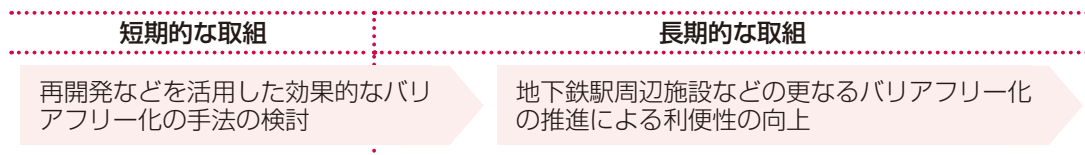
地下鉄駅周辺施設などの利便性を向上します。

バリアフリー化の推進

高齢者を含む歩行者の利便性の向上を図るため、再開発等を活用した空中歩廊⁶³の整備や地下接続などを進めるとともに、地下鉄駅周辺などの重点整備地区におけるバリアフリー化を推進します。



〔ロードマップ〕



成果指標

指標選定の考え方	指標	現状値	目標値
住んでいる地域の住環境の充実度を示す指標	住んでいる地域の住環境に満足している人の割合	80.1% (平成 24 年度)	95% (平成 34 年度)
公共交通の利用度を示す指標	公共交通の利用者数	108 万人/日 (平成 24 年度)	110 万人/日 (平成 34 年度)

⁶³ 【空中歩廊】 高架などによって車道から立体的に分離された歩行者専用の通路。